

## 小城市立砥川小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため、「砥川小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする学校における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

### 1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。（法第2条より）

### 2 いじめを未然に防止するための指導

<児童に対して>

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、ルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがいの存在であるといった、命の大切さを道徳の時間や学級指導、人権集会等での指導を通して育む。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、日常生活や教育活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりとすることも「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを日頃から指導する。

その際、知らせることは、いじめをなくすための手段であって、決して悪いことではないことも併せて指導する。

<教員に対して>

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童の実態把握に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童が自己管理を図れるように、授業や指導を日々行うことに努める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を、教員がもっていることを表すと共に、さまざまな活動を通じて児童に示す。
- ・ 児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめの問題」についての理解を深める。

特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。

- ・ 問題を抱え込まず、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を持つ。
- ・ SNSや新型コロナウイルス感染症などのいじめにつながる新たな事象に対して、常に高い意識をもつ。

<学校全体として>

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・ いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・ 校長が、「いじめの問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・ 「いじめの問題」に関する児童会として取組みを行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・ 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめの問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、ふれあい道徳授業、学校運営連絡協議会等で折に触れ伝えて、理解と協力をお願いする。

### 3 「いじめ」早期発見・対応について

<早期発見にむけて・・・「変化に気づく」>

- ・ 児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り気づいたことを共有する場を設ける。
- ・ 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・ アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる・・・「誰にでも相談」>

- ・ いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

<早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・ 教員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者の二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめている児童に対しては「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめをやめさせる。
- ・ いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに認識させる指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について

学校と連携し合っていくことを伝え、解決に向け対応していく。

#### 4 校内体制について

- 校務分掌に「いじめ防止対策校内委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、生活指導部、教育相談担当・養護教諭、(必要に応じてスクールカウンセラー等)とする。
- 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- いじめ問題の重大事態発生の折には、緊急に校内サポートチームを立ち上げると共に、外部から学校評議員や関係機関関係者を含めた「いじめ防止対策委員会」を開催し、迅速に対応を図る。
- 学校評価については、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。  
いじめの「重大事態」を以下のように捉える。
  - いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
  - いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(資料)

表1 いじめ防止対策校内委員会

構成員	働き
校長	委員会の招集 最終的な判断
教頭	委員会の運営 指示や助言
教務主任	対応策の調整 (指導時間の確保、時間割の臨時的変更等)
生徒指導主任	指示や助言 対応策の提言
教育相談担当	SC や SSW 等との連携 情報収集と提供
養護教諭	心のケア 情報収集と提供 被害児童の一時的避難
人権・同和教育担当	再発防止や心の教育についての提言
担任	被害児童・加害児童への指導 情報収集と提供 保護者連絡

表2 いじめ防止対策委員会 (上記に加えて)

構成員	働き
校長	委員会の招集 最終的な判断
教頭	委員会の運営 指示や助言
学校評議員	意見を述べる
スクールカウンセラー	意見を述べる
スクールソーシャルワーカー	意見を述べる
その他学校が必要と認める者	専門的見地から意見を述べる (警察・弁護士等)

#### 5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- いじめの事実を確認した場合の小城市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、小城市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめの問題など子どもたちの健全育成についての話し合いを奨め連携を図ることを願います。